

## 令和7年度近畿農政局入札等監視委員会 第3回定例会議審議概要

(ホームページ掲載日:令和8年1月27日)

開催日及び場所			令和7年12月17日(水) 近畿農政局第1会議室	
委 員			佐久間 聖二(ジャーナリスト) 荻野伸一(弁護士) 中路健一(公認会計士)	
審議対象期間			令和7年7月1日～令和7年9月30日	
審議対象案件			63件	うち、1者応札案件 9件 うち、契約の相手方が公益社団法人等の案件 1件
抽出案件			5件 (抽出率 7.9%)	うち、1者応札案件 4件 (抽出率 44.4%) うち、契約の相手方が公益社団法人等の案件 1件 (抽出率100%)
工事	一般競争		2件	うち、1者応札案件 1件 うち、契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件
	指名競争	公募型指名競争	該当なし	
		工事希望型競争	該当なし	
		その他の指名競争	該当なし	
	随意契約		該当なし	
	一般競争		1件	うち、1者応札案件 1件 うち、契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件
	指名競争	公募型指名競争	該当なし	
		簡易公募型競争	該当なし	
		その他の指名競争	該当なし	
抽出案件内訳	業務	公募型プロポーザル	該当なし	
		簡易公募型プロポーザル	1件	うち、1者応札案件 1件 うち、契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件
		標準型プロポーザル	該当なし	
		その他随意契約	該当なし	
	物品役務	一般競争	該当なし	
		指名競争	該当なし	
		随意契約(企画競争・公募)	該当なし	
		随意契約(その他)	1件	うち、1者応札案件 1件 うち、契約の相手方が公益社団法人等の案件 1件
(特記事項) 特になし				

委員から の意見・ 質問 それ に對 する 回答等	意 見 ・ 質 問	回 答 欄
	抽出案件① 令和7年度 京都農林水産総合庁舎本館屋上防水改修工事	資料に基づき説明
	契約金額が調査基準価格1,889万円を下回り、落札率が43.1%と低い。入札が適正だった根拠を説明してもらいたい	本件は調査価格を下回ったために落札決定を一時保留し、積算内訳書や手持ち工事等の追加資料の提出を求めたうえでヒアリングを実施した。国及び地方機関で同様の工事を多数実施した実績があること、民間工事の受注と共に仕入れを行うことに合わせて、仕入れ先の業者も同一であることで材料費が安価にできること、必要経費も全て計上していること、諸経費は他社との競争から最低限の利益としたとの理由が確認できたこと、経営状況については財務状況資料の提出を求め、特段の問題はないことが確認できたことから、当業者が適正な施工ができると判断し、落札決定を行った。
	入札参加が16社ある状況で、再度入札を行わなかった理由を説明されたい。	
	本件は材料費が安価となったことが落札率を大幅に下げたものと思うが、材料費は発注者が公表しているはずであり、他の業者はその公表単価にて競争していると思われ、今回のように大幅に材料費を下げてきた業者がいると、他者は不利になるのではないか。材料費の下げ幅には何か基準はないのか。	材料費に対する基準は設けていない。材料費の価格は各業者の企業努力の範疇である。農業農村整備事業では材料費の単価を公表しているが、今回の當選工事（他の一般物品購入・一般役務提供契約と同様）では公表していない。当方の材料費の積算については参考見積等を基に適正に算出している。
	入札執行調書を確認すると、他の業者は1000万円前後で入札を行っている中で、今回の落札業者は805万円と他の業者に比べて大きく下回っている。ここまで入札額を下げないと落札できないことになると、今後は入札辞退が多く発生することに繋がることを危惧する。何か対応方針はあるのか。	手順に従って追加資料の提出及びヒアリングを実施し、適正ではないと判断した場合は落札決定を行わない。対応方針としては今後も適正に審査を実施することと考えている。
	下請け業者に関する内容についても審査の対象となっているのか。	下請けに関する内容も審査を行っている。
	今回の落札業者の一般管理費は9.9%となっており、この金額を審査の上で問題ないとするのであれば、逆に予定価格の金額が高すぎるとの議論にならないか。	予定価格の一般管理費は国の基準に従い計上している。今回は一般競争方式であり、他社との競争から最低限の利益としたとの理由が確認できたことから問題ないと判断している。
	追加提出資料を確認すると、材料の仕入れ先の業者が違っていたり、下請け業者が作業のほとんどを占めており、元請業者は丸投げしているのではないかと疑ってしまう。金額が低いこともあり問題ないと言われても理解ができない部分がある。審査は何人で実施されたのか。	審査は会計課5名で実施している。実際の工事の際も元請け業者の監理技術者が常駐しており下請け業者に丸投げしていないことを確認している。
	本件のように大幅に落札率が低い工事の場合は、通常以上の確認が必要ではないのか。下請けに関する検証は審査時に行わないのか。元請業者の審査が問題ないとされれば良いとの判断か。今後も同様な事案が出た際の対処方針を考えたほうが良いのではないか。	落札率の低い工事については厳正に審査を行っている。審査の際に施工体制も審査を行った上で仕様に基づいた履行ができると判断している。今後も同様の事案が生じた場合についても厳正に審査を行っていく。
	元請業者の役員数や従業員数は把握しているのか。落札金額を低くしたことで下請け業者にしわ寄せされているのではないか。今回は16者も入札参加があったので、再度の入札を行ってもよかつたのではないかと思っている。	業者へのヒアリング、審査の結果、仕様に基づいた履行ができると判断した。
	本件は材料費が安価となったことが落札率を大幅に下げたものと思うが、諸経費等も大幅に削られている。行政として工事を発注するのであれば、工事が正しく実施されるか、業者の適性を厳しく審査する必要があると考える。	審査の過程では、人数的に工事の実施が可能であるか、期間的に可能であるか、に主眼を置いたうえで、同様の工事実績も豊富であったことから、工事実施は可能と判断した。今後は委員の指摘も踏まえて下請け業者の作業人数も含めて審査していきたいと考えている。審査の過程では下請けへのしわ寄せがないことも含めた審査を行っている。また材料費については公表は行っていない。本件のような工事の場合は業者の努力によるものと考えている。

	意 見 ・ 質 問	回 答 欄
委員からの意見・質問それに対する回答等	<b>抽出案件②</b> 加古川水系直轄管理事業 杉原川揚水機場高圧ポンプ等設備更新工事	資料に基づき説明
	1者応札となった理由を説明されたい。	参加申請は3者あったが、施工体制を組めないための辞退が1者、他工事を受注したことによる辞退が1者あり、結果的に1者となつた。
	落札率が高い理由を説明されたい。	見積図書の公布時に積算参考資料や材料単価も公表しており、業者はこれに基づいて積算をしたものと考えている。
	今回案件に対しての質問ではなく、そもそも機械器具設置工事は希望業者が少ないのでなぜか。	既に設置済み設備の部分更新を行う工事の場合、設置業者以外の業者は機器的なトラブル等を懸念して参加希望を躊躇する傾向がある。
	<b>抽出案件③</b> 令和7年度国営造成水利施設ストックマネジメント 推進事業 農業水利施設補修工モニタリング業務	資料に基づき説明
	1者応札となった理由を説明されたい。	資料のダウンロードを行った業者は9者であったが、参加申請は1者のみであった。辞退した理由を確認したところ、業務量が多く人員の確保が困難であること、過年度からの継続的業務であり受注の見込みがないなどの理由であった。
	業者の評価点が36.5点とあるが、最低点数などの基準はあるのか。	最低点で判断するものではない。公表している評価項目および点数をすべて満たした最高点は48.5点である。
	1者応札の場合の評価の考え方を教えていただきたい。	複数者で評価する場合は相対評価となるが、1者の場合は絶対評価としている。1者であるからと言ってA評価となるものではない。このようなルールのもと評価を行っている。
	<b>抽出案件④</b> 令和7年度国営造成水利施設ストックマネジメント 推進事業 東条川地区鴨川ダム付帯設備安全性評価 補足検討業務	・ 資料に基づき説明
	業務の名称に「補足」とある。どのような場合に「補足」業務が必要になるのか。	今回の業務名が「補足」となっているのは、過年度業務で実施した耐震性の安全性評価に対して、さらに追加で安全性評価を行う必要が生じたことから、本業務を「補足」として発注することとした。
	随意契約を行った理由を説明されたい。	ダムの安全性を評価する業務であり、本省通知に従い簡易公募型プロポーザル方式としている。
	1者応札となった理由を説明されたい。	資料のダウンロードを行った業者は5者であったが、参加申請は1者のみであった。辞退した理由を確認したところ、他の受注案件を抱えていた、情報収集のためなどの理由であった。

	意 見 ・ 質 問	回 答 欄
委員からの意見・質問それに対する回答等	抽出案件⑤ 令和6年度国内肥料資源利用拡大対策事業のうち 国内資源の肥料利用拡大に向けた調査（地力調査）委託	資料に基づき説明
	地方独立行政法人大阪府立環境農林水産総合研究所と契約している理由を説明されたい。	本調査は基準点調査、定点調査の実施位置の設定が特に重要であり、大阪府内における地域の農業の実態を把握していること、土壤調査の実施経験があること、精度の高い調査を実施する能力があることが調査実施者に求める条件であることから、これらを満たす地方独立行政法人大阪府立環境農林水産総合研究所と契約を結んでいます。
	随意契約によらざるを得ない理由が「大阪府との取り決めによるため」とはどのような内容か。	「公共調達の適正化について」に規定されている「行政目的を達成するために不可欠な特定の情報について情報を提供可能な者」に該当するため随意契約としている。「取り決め書」とは生産部長と地方独立行政法人大阪府立環境農林水産総合研究所長にて、本調査についての取り決めを交わしたものである。
	基準点調査の条件となるほ場を持つ者が、地方独立行政法人大阪府立環境農林水産総合研究所以外にないということか。	基準点調査の条件を満たすほ場は、公的な機関で適正に管理されている必要がある。
	随意契約金額の考え方について説明いただきたい。	人件費及び賃金は府の単価を採用、そのほかに現場への旅費、役務費としてサンプリングした試料の分析費を計上している。
	人件費等の内訳を求め、契約金額に問題ないかチェックしているとの認識で良いか。	内訳の内容については本省も含めて内容を確認して妥当性を判断している。
	今後は人件費等の内訳を添付いただけと審議しやすくなるのでお願いしたい。	了解した。
【以上】		
委員会による意見の具申又は勧告の内容  [これらに対し部局長が講じた措置]		意見の具申、勧告 なし  その他 なし  該当なし